

社会福祉法人花園福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日開催された評議員会及び評議員選任・解任運営委員会に出席したときは、会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

- 第6条** 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行なった場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設にかかる苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（報酬の支給及び方法）

- 第7条** 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で出席の都度支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。
- 2 役員及び評議員本人が報酬の全部又は一部につき、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。
 - 3 役員及び評議員の報酬の支給日は、理事会及び評議員会の出席の都度又は業務を行った都度支給する。

（出張旅費）

- 第8条** 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費として、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

- 第9条** 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、こ

の規程を適用する。

(改 正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月3日より施行する。

令和6年6月16日一部改正

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等(日額) *税金を引いた手取り額	2,000円
評議員会出席報酬等(日額) *税金を引いた手取り額	2,000円

別表2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等(日額) *税金を引いた手取り額	2,000円
監事監査指導報酬等(日額) *税金を引いた手取り額	2,000円
苦情対応第三者委員等(日額) *税金を引いた手取り額	2,000円
評議員選任・解任委員会(日額) *税金を引いた手取り額	2,000円

別表3

旅 費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実 費	実費	2,000円 *税金を引いた手取り額	実 費

※常勤理事は出張旅費に規定する報酬額は請求できない。